

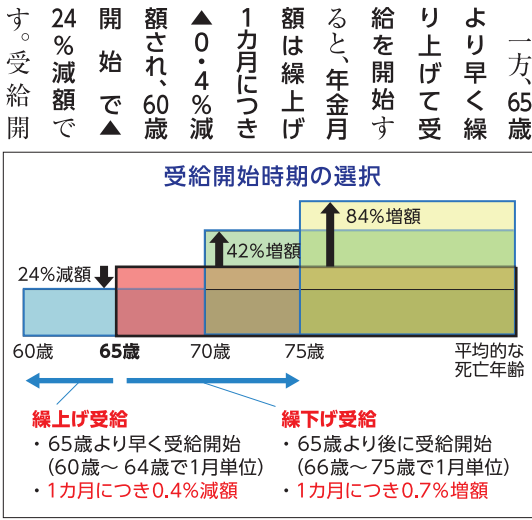
第14回

繰下げ受給と在職老齢年金

本連載では、年金制度の現状、課題と将来像について、制度の理念や根底の考え方に立ち戻りつつ、わかりやすく説明し、皆さんと一緒に考えていきます。今回は、平均余命の伸びに伴って、高齢になっても長く働く人が増えている中で、「繰下げ受給」と「在職老齢年金」の制度について論じます。

1 60歳から75歳までの間で受給開始時期を選択でき、繰上げ減額と繰下げ増額がある

年金の制度上の「支給開始年齢」は65歳ですが、実際の「受給開始時期」は、本人が選べます。受給開始時期を66歳から75歳までの間で繰り下げると、年金月額には繰下げ1カ月につき+0.7%増額され、70歳開始で+42%、75歳開始で+84%増額です。令和2年の年金法改正で、選択範囲が70歳から75歳まで拡大されました。



始後は、増額率、減額率は生涯変わりません。令和4年度末の70歳の受給権者のうち、繰下げ受給者は、老齢基礎年金は4.3万人で全体の2.8%、老齢厚生年金は2.9万人で全体の2.1%であり、年々増えています。繰上げ受給者は、老齢基礎年金では12.8万人で全体の8.3%であり、年々減っています。

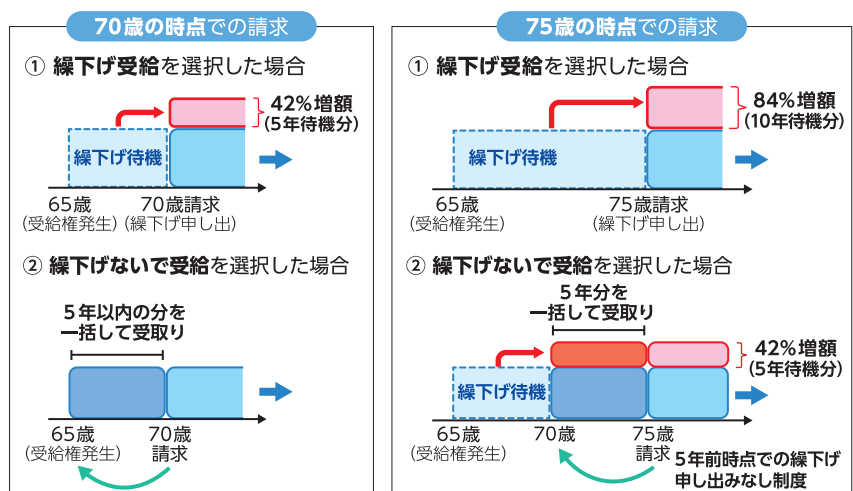
2 繰下げ増額した受給が、5年以内の分の一括受取りか、その時点で選択できる

65歳で老齢年金の受給権が発生しても、裁定請求を行うまでは、実際の年金受給は始まりません。65歳より遅れて裁定請求をした場合は、5年の時効の範囲で、請求時からさかのぼって5年以内の分を、一括して受け取れます。

また、繰下げ制度を利用する場合は、年金の裁定請求を遅らせた上で、受給を開始する時点で、年金の裁定請求を行うとともに、繰下げの申し出を行います。請求する時点で、繰下げを選択して増額した年金を受給するのか、繰下げを選択せず本来の年金額で過去5年以内の分を一括して受給するのか、選べる仕組みです。70歳を超えて請求し、請求時点における繰下げ申し出をしない場合には、5年より前の年金の時効消滅を避けるため、「5年前時点での繰下げ申し出なし制度」があります。

3 損益分岐点の解説もあるが、年金は損得ではなく、繰下げ増額で安心のメリットを

受給開始時期の選択 (例)



繰下げ増額率と繰上げ減額率は、どの時点で受給し始めた場合でも、65歳時点での平均余命まで生きた場合の受給総額(毎月の受給額×受給期間)が、数理的に年金財政上中立となることを基本として設計されています。ただし、正確に財政上中立となる繰下げ増額率は、本来は曲線に変化しますが、制度を分かりやすくするために直線ですないうで同じ増額率としていることから、75歳近辺と比べて70歳近辺の方が、若干有利とみることもできます。



たか はし とし ゆき 高橋 俊之

日本総合研究所特任研究員
(前厚生労働省年金局長)

受給開始時期の選択について、いわゆる「損益分岐点」の説明があります。80歳の時点で、65歳受給開始が60歳受給開始を年金受給総額で上回ります。また、81歳の時点で、70歳受給開始が65歳受給開始を上回ります。65歳時点の平均余命の年齢(男84・97歳、女89・88歳)より前の時点で、損益分岐点があることになります。

しかも、繰下げ受給は、70歳で請求する場合は、70歳受給開始と65歳受給開始(5年分を一括受給)を選べます。70歳まで生きた人の平均余命の年齢(男86・09歳、女90・45歳)も考えると、ご本人の選択ですが、70歳ぐらいまでの繰下げ受給の検討をお勧めしたいと思います。

今後、マクロ経済スライドにより所得代替率でみて2割程度の年金水準の調整がされる見込みですので、2〜3年程度の繰下げ受給をする、これを打ち消せる計算です。

なお、繰下げ増額によって、医療保険・介護保険等の自己負担や保険料が増えたり、所得税・住民税が増える場合もあります。

年金制度は、人が何歳まで生きるかわからない中で、終身の年金給付による所得保障を行う「保険」制度ですから、本来、何歳まで生きれば損か得か、といった議論にはなじみません。繰下げ受給により増額した年金を生計受給できる安心を得られるメリットは、大変大きいと思います。

4 賃金と年金の合計が基準額を超えると、年金の全部又は一部が支給停止される

賃金と老齢厚生年金の合計額が、支給停止調整額(令和6年度は50万円)を上回る場合は、賃金2に対し、老齢厚生年金が1停止となります。老齢基礎年金は支給停止されません。支給停止調整額は、名目賃金変動率で改定されます。令和2年の年金制度改正で、60歳台前半も65歳以上と同じ基準額に緩和されています。

対象者は、厚生年金の被保険者と、適用事業所に使用される70歳以上の人です。対象となる賃金額は、「その月の標準報酬月額」+「その月以前の1年間の標準賞与額÷12」であり、自営業などの他の所得は含みません。

例えば、年金額が10万円のケースでは、賃金が月額40万円になると、年金と合わせて月額50万円の支給停止調整額に達します。そこから賃金が2増えることに年金が1支給停止となりますから、賃金が20万円増えて月額60万円になると、10万円の年金が全部停止となります。

令和3年度末の時点で、65歳以上の在職停止者数は49万人であり、在職受給権者287万人の17%、受給権者2828万人の1.7%です。

5 繰下げ増額の選択を妨げないためにも、在職支給停止の見直しが必要

年金受給を開始したならば、在職老齢年金制度により年金の全部または一部が支給停止されたであろう人については、在職支給停止相当分は繰下げ増額の対象となりません。

しかし、賃金がある人は年金の必要性は低いという理屈は、繰下げ受給の選択肢を前提としていない考え方です。在職支給停止により、繰下げ増額をする機会まで失ってしまうことは、適切でないと考えます。

令和元年の「年金制度に関する総合調査」では、「年金額が減らないように、収入が一定の額に収まるよう就業時間を調整しながら働く」と回答した人は、65歳〜69歳でも39.9%です。在職支給停止は、高齢者の就業意欲に影響を与えています。年金制度を就労の選択に中立であるように見直すことは重要です。

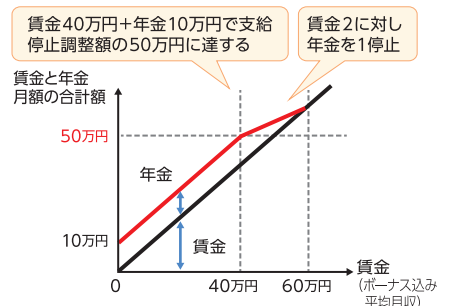
多くの有識者から、在職老齢年金の在職支給停止の制度は、撤廃するか基準を十分に引き上げることが望ましいという指摘があります。

在職老齢年金の支給停止

〈年金が月額10万円の場合〉

賃金+年金(基礎年金は対象外)の合計額が支給停止調整額(令和6年度は50万円)を上回る場合は、賃金2に対し、年金を1停止

※賃金は、「その月の標準報酬月額」+「その月以前の1年間の標準賞与額÷12」
※70歳以上は、保険料負担はないが、70歳未満と同じ仕組み
※支給停止調整額は、名目賃金の変動に応じて改定



【この記事の詳しい説明は、筆者の日本総合研究所の研究員紹介のページに掲載しています。[日本総合研究所 高橋俊之]でwebを検索してください。】